

奈良県告示第百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

平成二十八年八月十九日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
坂口 敦英	さかぐち整骨院 橿原市上品寺町五二三番地 カトルセゾン一階	平成二十八年七月一日
笠谷 健心	さかぐち整骨院 橿原市上品寺町五二三番地 カトルセゾン一階	平成二十八年七月一日
竹安 優樹	尺土整骨院 葛城市尺土二〇三ー一	平成二十八年七月一日